

第二章

農協で働くこと、生きること —農業協同組合労働の現実と展望

はじめに

— 対象の限定 —

農業協同組合の形態と組織を、ごく簡単に表現すれば次のようになる。

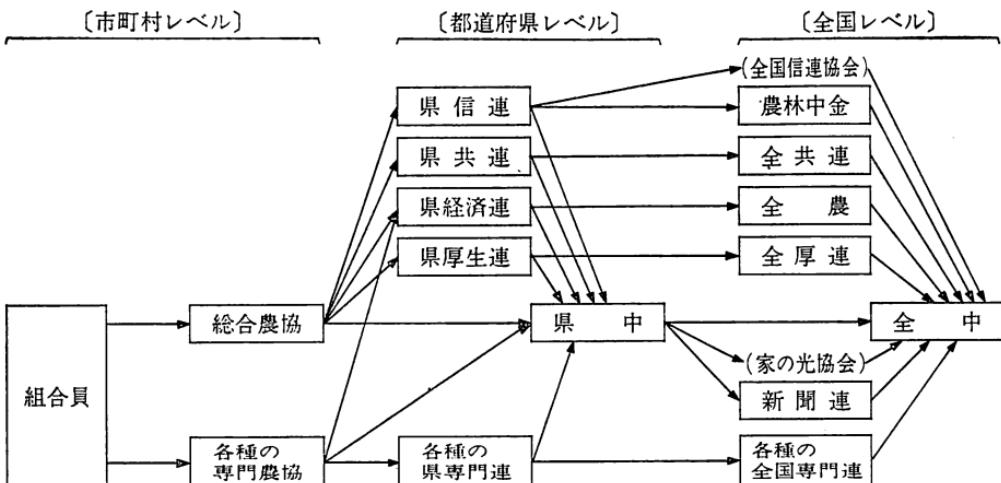
お米をはじめとする農産物を販売する事業、肥料や農機具などの農業生産資材のほか、衣料品や電気器具といった生活資材をふくめた購買事業、そして農業技術や経営、生活にかんする指導事業、さらに預貯金や営農・生活資金の貸付をおこなう信用事業、生命や建物の共済事業から医療に至るまで、いってみれば組合員である農家の営農とくらしにかかるあらゆることを、総合的におこなっている農協——これを「総合農協」という。

これにたいして、信用や共済など、いわゆる金融にかかる事業はおこなわず、しかも、たとえば畜産、果樹、養蚕といったように、農業のなかの特定の部門に対象を限定して事業をおこなっている農協——これを「専門農協」という。

つまり、農協には大きく分けて、以上のような二つの形態がある。

ところで、このような二つの形態の単位農協を基礎組織にして、主として都道府県、全国レベルにおいて連合会が組織されている。このうち総合農協の組織は、市町村レベルで事業を営む単協では、前述のように各種の事業が総合的におこなわれているが、都道府県および全国段階では第II-1図のようにそれぞれの事業ごとに分化している。

第II-1図 農協系統組織図



(注) 矢印は主な事業上のつながりを示す。

各団体の正式名称

県信連	県信用農業協同組合連合会	農林中金	農林中央金庫
県共連	県共済農業協同組合連合会	全共連	全国共済農業協同組合連合会
県経済連	県経済農業協同組合連合会	全農	全国農業協同組合連合会
県厚生連	県厚生農業協同組合連合会	全厚連	全国厚生農業協同組合連合会
県中	県農業協同組合中央会	全中	全国農業協同組合中央会
			新聞連	全国新聞情報農業協同組合連合会

(出所) 全国農協中央会編『私たちと農業協同組合』、1984年、40ページ。

以上が農協の組織であるが、ここでは主として、総合農協の、しかも単位農協を対象に、それをなっている人びとの状態をみるとことにしたいと思う。

I 総合農協の歴史とその事業

1 総合農協の戦前と戦後

第二次大戦まえ、農民の営農とくらしにかかわって、事業を営んでいた組織が二つあった。一つは産業組合であり、他は農会である。このうち前者は昭和恐慌期に急速に組織率を高め、後者は地主と自作農上層を中心に組織され、官僚によつて指導された。

しかし、戦時経済統制がつよまるのにともなつて、農会は生産統制を、そして産業組合は農産物の集荷を担当するなど、いずれも統制経済のない手になつた。そして、一九四三年、「農業団体法」の制定によつて、二つの組織は「農業会」という新たな組織に、再編・統合された。この農業会が戦後の農協の直接の前身である。⁽¹⁾

新しい「農業協同組合法」は一九四七年一一月に公布され、それによつて農業会に代わつて農

業協同組合が誕生した。

戦後制定された「農協法」の第一条には、「この法律は、農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生产力の増進と農民に經濟的社會的地位の向上を図り、併せて國民經濟の發展を期することを目的とする」とのべられている。かくして、戦後新生の農協は、新憲法を基軸に農地改革など、敗戦直後の民主的土壤のなかから誕生した側面を内包していた。事実、農地改革によって、農協の存立基盤は基本的に変わった。

だが、このような農協に最初の試練をもたらしたのは、ほかならぬドッジ不況であった。発足間もない農協は、ほぼ全面的に經營不振に陥った。そして、その立直りを促すものとして、「農林漁業組合再建整備法」（一九五一年）と「農林漁業組合連合会整備促進法」（一九五三年）が制定された。

ところが、この法制化を契機に、「組合員と単協、単協と連合会の間に無条件的な全利用を義務づけ、連合会の主導性を保障する新しい事業方式が導入され」こととなつた。すなわち「購買事業では、肥料の統制撤廃を契機として無条件委託、全利用、共同計算、購買代金の現金決済制、手数料実費主義（事實上は連合会がかかつただけの実費は単協から手数料として徴収し、決して損をしないという仕組み）から成る新方式が採用され」、「販売事業では、統制撤廃の唯一つの例外であつた食管制度にもとづく政府米の集荷事業を中心的よりどころとして、連合会主導型の共同販売事業がすすめられ」ことになつた。⁽²⁾

今日、農協の組織は、本来単協の補完組織であるべき連合会、とりわけ全国段階の連合会が、組織の頂点に君臨するというさかさまの姿になっているが、その基礎はこの時期に固められたのである。

かくして日本の農協は、大衆組織としての側面をもちながら、農民の要求を土台にし、出発点とすることを、どこかへ置き忘れてしまったような農協が、主流を占めることになった。

以来、いくつかの節目はあるものの、総じて戦後の農協の歴史は、体制内への包摂化を深めていく過程となつた。その結果が稻作の転作に農協が共同の責任を負わされるような事態に象徴されよう。

2 農協の組合員とは

ところで、一九八五年における総合農協の数は四三〇三組合であった。六二年当時には一万一五八六組合であったから、この間にほぼ三分の一近くに減ったわけである。農協を構造農政の推進者に仕立てあげるために、一九六一年に「農業基本法」と抱き合わせで「農協合併助成法」が制定されたことが、その最大の理由である。

このように農協の数は大幅に減少しているが、構成主体である組合員はどうであろうか。一九六〇年における総合農協の組合員は、正組合員六一五万二〇〇〇人、准組合員七六万五〇〇〇人



計六九一万七〇〇〇人であった。これにたいして八三年は、正組合員五五七万人、准組合員二四一万七〇〇〇人、計七九八万七〇〇〇人となっている。つまり正組合員は一割弱ほど減少したが反対に准組合員は三倍増、したがって全体では一五%ほどの増加となっている。その結果、総組合員にたいする准組合員の比率は、六〇年の一〇%強にたいして、八三年は三割を超える状況になっている。

農協の准組合員とは、出資をして、農協の事業を利用することができますが、議決権も役員選挙権もない組合員のことである。農水省の「模範定款例」によると、目下のところ正組合員の資格要件は、「一〇アール以上の土地を耕作する農民で、耕作する土地又は住所が、この組合の地区内にあるもの」、または「一年のうち九〇日以上農業に従事する農民

で、その住所がこの組合の地区内にあるもの」となっている。准組合員は、いってみればこの資格要件を満たしていないわけであるから、その階層は基本的に非農家ということになる。

ところで、階層性はともかく、議決権も役員選挙権もない「無権利な状態におされた組合員を多数かえ込むことは、農協の協同組合としての性格をいちじるしくゆがめることになる」⁽³⁾が、今日、そのゆがみはすさまじいばかりの様相を呈している。

なお、一九八三年における正組合員五五七万人を戸数でみると五〇〇万七〇〇〇戸となつてゐる（一戸で複数加入の農家もあるため、戸数よりも人数が上回る）。ところで、この年の総農家数は四五二万二〇〇戸であるから、農協の正組合員のほうが農家数よりも多いということになつてしまふ。その内実はいろいろあるが、このようなことからみても、わが国の農協は、農家のまさに一〇〇%を組織しているといえる。

⑤ 総合農協の事業内容とその力量

さて、このようにほとんどすべての農家を組織している農協の事業の内容は、どのようになつているのであらうか。

経済事業の支柱はいうまでもなく販売と購買事業であるが、一九八三年度における販売総額は六兆六八六億円、また購買品の供給総額は五兆八六八億円、両者を合わせると実に一一兆一五五

四億円にのぼる。ちなみにこの年の三井物産の国内向けの売上高は五兆四六二七億円であるから農協の取扱高は三井物産の二・〇四倍ということになる。

ところで、まず、六兆円余にのぼる販売事業についてみると、最大の比重を占めているのはやはり米だ。八三年度でも三五・五%の比率を占めている。このところなにかと風当たりがつよくなっているが、もとより米は食管制度のもとで政府の管理下にある農産物である。戦後は集荷業者と農協との二元集荷になっているが、農協のシェアが断然高い。九五%にのぼる。このほか、農協としてはどちらかといえば出遅れた野菜や畜産物も、二割から五割のシェアを占めている。このような農産物市場における農協のシェアの高さは、市場をそれなりに調整しうる力量を、農協が保持していることを示すものもある。

次に購買事業は六五・七%が農業生産資材、残り三四・三%が生活資材である。農業生産資材のうち、たとえば家畜の飼料などは、全農が全国に五六にもおよぶ配合飼料の工場をもち、さらに一九八二年には、アメリカ・ルイジアナ州に「全農グレイン・エレベーター」（穀物保管能力一〇万五〇〇〇トン）を建設した。こうしていまや全農は穀物の輸入機能と飼料の生産機能をあわせもつ存在となっている。

ところで、農協の購買事業のなかでもう一つ注目されるのが生活資材だ。

農協における生活資材の購買事業は、店舗購買と組織購買に分かれている。ただし、組織購買とはいっても、生協で実践しているような共同購入を中心としたものではない。訪問、展示会、

施設利用などとなつてゐるが、なにはともあれ前記のように八三年度の事業実績は、一兆七四五億円にのぼつてゐる。それは生活協同組合の同年における総事業高一兆五一六一億円を、多少上回るものとなつてゐる。

このようにわが国の農協は、農家の組織率からみても、また事業内容からみても、その社会的地位はきわめて高い。それゆえに「農協法」第一条に掲げてゐる「目的」のように、眞に協同組合としてその運営と經營がおこなわれるならば、農家の當農とくらしを守ることはもとより、国民の食糧を国民的立場で確立するうえでも、大きな力を發揮しうる力量と条件を備えているといえる。

だが、現実の農協の姿は、およそ協同組合とはいえないような状態に、しだいに変質化してきている。そのために農民の“農協ばなれ”がすすみ、そして農協で働く労働者の悩みと不安は、年ごとに深まつてゐる。

だが、他方では労働組合を中心に、「協同」を取り戻す運動も進展しはじめてゐる。また、農協のなかにも農協らしい農協が、新たに生まれはじめている。

こうして農協をめぐる対抗が形成されはじめてゐるが、ともあれ以上のような状況にある農協で働いてゐる農協労働者の一日の働き振りを垣間見ることにしよう。

II 農協労働者の一日を垣間見る

まるで信用金庫に勤めているような労働

——山口市農協・岩本順子さん

山口市農協の正組合員は約七〇〇〇人。一九六七年に市内の一二の農協が合併してできた大型合併農協である。

岩本順子さんがこの山口市農協に勤めたのは、合併して間もない一九六八年。したがって山口市農協で働きはじめて一八年になる。その間、七三年に結婚。いまは中学校一年になる長男と、小学校四年生の次男との二児の母親でもある。年齢三六歳。なお夫は広告・看板業を営んでいる。

岩本さんが農協に勤めてからの仕事の移り変わりの概略をたどると、最初の二年間は支所の店舗。ついで六年間は、同じ支所の金融係に属し、窓口業務、オペレーター、出納などをおこなっていた。一九七六年に本所の経理課へ異動になり、そこで九年間。そして八五年に宮野という支所の信用係に配転になり、再び窓口業務にたずさわっている。

宮野支所の職員数は支所長をふくめて一五名。うち五名が営農指導や販売など、農協のなかでは、いわゆる業務と呼ばれる部門を担当し、あとの一〇名（業務の倍!!）が信用部門の担当となつてゐる。信用係は涉外、窓口、共済、出納（一部貸付）というように、四つの仕事に分かれている。このうち窓口は岩本さんを入れて三人。仕事の中身は、窓口での応待、普通・営農貯金、貸付の償還事務、公金の収納、クレジットの処理、為替、そしてオペレーターと、実に多様である。

ところで、岩本さんの一日の労働は、端末機に配信されてきたデータの点検からはじまる。もちろん日によって多少の違いはあるが、基本的には窓口での応待をしながら、客の切れ間を縫つて水道代や市税などの自動振替分のインプット、あるいは同じ支所の職員から出された伝票のインプット、そして電算センターから送付されてきた帳票の整理や為替の処理がつづく。銀行などとちがつて、農協では五時まで窓口を開けてるので、三時半ころから日計を締める準備をしその後、県や市の公金や電話料金の窓口収納分を締めて本所へ送る。

かくして農業協同組合とはいえ、金融の担当となると銀行や信用金庫に勤めているのと、仕事の内容はほとんど変わらない。組合員農家もいつしか“お客様”になつてしまふ。だが、それでも支所の場合は、組合員と多少は話ができるので、少しは農協らしい雰囲気があるが、本所ではそんな雰囲気はあるでない。

いや、岩本さんの仕事はこれだけではない。いま、農協労働者にとって誰もが悩みのタネにな

っているのが、共済や貯金の推進である。一九八六年には、山口市農協では、共済の推進に二日間、貯金の推進に四日間があてられた。もちろん一日の通常業務を終えてからのことである。農協では一般に“夜間推進”と呼んでいるが、二人でペアを組みながら農家を訪ねて共済の加入を勧めるわけである。

だが、すでにほとんどの農家はいくつも共済に入っており、したがって訪ねていくと、イヤな顔をされる。電気を消されることもあるという。

ところで、岩本さんの給料は基本給が一九万二〇〇円。子ども二人は夫の扶養にしているので所得税が一万七二〇円、住民税一万三六〇円のほか年金や健康保険の掛金などが差引かれ、手取りは月によつて多少の違いはあるが一四万円前後である。

もともと岩本さんが農協に入ったのは、生まれが農家であったので、なんとなく“農”から離れ難い思いがつよかつたためである。それだけに山口市農協がしだいに農業以外の方向で、しかも協同よりは競争に力を入れて、経営を維持しようとしていることが、なによりも心が痛むと訴える。そして、この先、農業がどうなるか、子どもの教育のこととあわせて不安がつのるが、幸いなことに山口市農協の労働組合は、地域の農業の再生を協同の力で取り戻すことを中心課題にすべて、着実に実践を積み重ねている。

彼女にとって、そのことがなによりも大きな支えになつてゐるようだ。

2 信州高森農協の畜産技術員

—富永渡君の一日

富永渡君は長野県下伊那の信州高森農協に籍を置く畜産担当の営農技術員である。農協では営農指導員というのが一般的な呼称であるが、農協王国長野県にかぎっては“営農技術員”と呼んでいる。しかも、農協の営農指導員は、普通はとくに資格を必要とはしない。したがって昨日まで金融を担当していたものが、辞令一つで今日から営農指導員になることもあります。だが、長野県では県農協中央会が採用試験をおこない、単協へ配属する。したがって人事権は県農協中央会、給与は配属した単協の賃金体系にしたがうという仕組みになっている。営農技術員を職場のなかで、“先生”と呼んでいるのも、長野県独特的の慣行である。

富永君は長野県の農業大学校を卒業して営農技術員の採用試験を受け、最初は同じく下伊那郡豊丘村河野農協（現在は村内二農協が合併して豊丘村農協）に勤務した。一九六九年四月のことだ。この河野農協で職場結婚し、七三年に隣りの市田農協に転勤した。その後、一九八三年に町内二農協が合併して、信州高森農協になるが、富永君は引きつづき信州高森農協の技術員として、着実に農家の信望をかちとっている。

年齢三六歳。小学校六年生の長女と三年生の次女との二児の父親だ。職場結婚した奥さんは、

いまも豊丘村農協で、同じ農協労働者として働いている。

彼は農家の出身で、いまも両親と一緒に暮らし、五〇アールの水田のほか、梨、桃、柿などの果樹と肥育牛七頭を飼育する、いわば兼業農家である。奥さんも労働者だから第二種兼業農家ということになろう。

ところで信高州森農協には、現在嘱託をふくめると七人の畜産担当の技術員がいるが（うち一人は獣医）、富永君の担当は酪農である。管内の酪農戸数は六〇戸、成牛の飼養頭数が六五〇頭、生乳の生産量は年間四〇〇〇トンと、下伊那のなかでは歴史のある酪農の主産地である。

富永君の一日の仕事は授精業務からはじまる。朝八時半から九時までの三〇分間に、組合員からの授精の申し込みを受け、午前中に平均五戸、多いときは八戸の酪農家を回って授精する。そのあとは日によってまさにマチマチである。

いま、富永君が受けもっている仕事の主なものを挙げると、第一は“濡れ子”と呼ばれている乳牛の雄仔牛と老廃牛の販売である。二番目は乳牛の導入である。導入先は北海道十勝。年間四ヶ五回は北海道まで素牛の買付けに出かける。素牛の善し悪しは酪農経営にストレートに影響するだけに、素牛の買付けは格別神経をつかうという。

次に仕事量として意外に多いのが、酪農組合の事務局の仕事である。

信州高森農協では酪農関係は農協の生産部会ではなく、一定の独自性をもつた酪農組合として組織されている。年間四〇〇万円という酪農組合独自の予算をもち、また、生乳の販売も酪農組

合の正副組合長と、農協の酪農担当理事とで酪農委員会を構成し、委員会の方針にしたがつておこなわれている。

会議の多いことも酪農組合の特徴である。とくに一二月から三月にかけては、会議が週三回におよぶこともある。しかも、その大半が夜である。酪農担当の技術員は富永君一人だから、彼が参加しなくては事が運ばない。そういう意味で、いまの農協の仕事は、おののの担当にもし事故でもおこつたら、たちまち混乱してしまう。

さらに最近はパソコンによる経営指導の仕事も増えてきているが、それはともかく、彼のような技術員でも農協で働く以上、事業推進からまぬがれることができない。信州高森農協で目下推進の対象になっているのは、共済、貯金、電気器具である。共済が三週間、貯金と電気器具が春秋各々一週間におよぶ。これは相当しんどい。一九八六年は共済の目標額が四〇〇〇万円であった。富永君はなんとか目標を達成したが、いつも農家にばかり無理がいえない。ときには自分に掛けて目標を達成する。農協労働者はこれを“自爆”と呼んでいるが、富永君は奥さんも農協職員だから、自爆分の掛け金が夫婦それぞれ九万円ずつある。農協労働者の一般的状況からいえば、彼の掛け金は特別に多いものではないが、共済の掛け金はそつくり富永君夫妻の肩にズッシリとのしかかる。支出のなかではもつとも高額な費目になっている。

ところで富永君の悩みは、本意ではない共済を農家に勧めなくてはならないことのほかに、このところ酪農家にたいして生乳の生産調整をしなくてはならないことだ。

このように、いま農協労働者の多くは、農業政策のゆがみと農協運営のゆがみのダブルパンチを受けて、ときに抗し、ときに流されながら、やりきれなさを噛みしめて働いているのである。

III 農協労働者の組織状況と労働の状態

1 農協労働者組織化の進展の足取り

戦前における農協、とりわけ単協の労働者の状態を知る資料は少ないが、たとえば一九三三年産業組合中央会がおこなった「酪農販売組合経営事例」調査によつて、若干の裏付けをしてみよう。

群馬県勢多郡桂萱村に所在した「有限責任桂萱信用購買販売利用組合」は、組合員数五二二名、役員は専務理事一人が常勤、職員は販売主任一名、事務員一名、従業員二名、計四名であった。だが、その賃金をみると販売主任と事務員は月額二五円、従業員は日給八〇銭となつてゐる。ただし販売主任は農業との兼業であつた。

また静岡県田方郡に所在する「有限責任伊豆畜産販売購買利用組合」は、組合員数一二八七名

で、役員は専務と主事が常勤、職員は技術員、事務員、工場員、販売員など計四三名であった。当時としてはかなり大きな従業員規模である。ところでその賃金をみると、専務は年額七〇〇円、主事は月額で一五〇円、他方、労働者のほうは、技術員は平均月額七五円、事務員四二円、工場員と販売員は三五円と、はなはだ格差が大きい。⁽⁴⁾

以上の資料だけで判断することは困難であるが、単協の場合は農業を営みながらの賃労働であったといえよう。しかし、連合会、とりわけ全国連の労働者は、すでにこの時点でも賃金だけではなくしをなりたせているために、昭和初期には一般企業と同様、一定の組織化と運動が進展する。すなわち産業組合中央会では一九二六年に、職員の自主的な団体として「二十日会」が結成され、全購連でも一九二三年にかけて親睦団体として「独身会」が組織された。

だが、こうした「二十日会」や「独身会」が中心になつて、三三年には「産業組合青年連盟」が結成される。その第二回大会の「声明」には、「機関（産業組合）の職員、特に全国機関の職員というものは、産業組合運動の推進者であり、青年部である前に、賃金ないし俸給生活者」といった文言が使われている⁽⁵⁾。

このように農協労働者は、一面においては半ば農業との兼業という未分化な状況をひきずりながらも、しだいに労働者階級の一翼をにないはじめる。もとより農協労働者、わけても単協の労働者は、いまも農民の母斑を残しているが、高度経済成長過程——農政からいえば農業基本法農政期に入つて、農協労働者の数は増大する（第II-1表）。そして、労働組合への組織化も進展す

第II-1表 総合農協における労働者数の推移

年次別	労 働 者 数
1964年	188,454人
1967年	224,211
1970年	239,801
1974年	267,294
1978年	280,412
1980年	286,377
1983年	294,684

(出所) 全国農協中央会『農協年鑑』より。

る。

となり、一名ではあるが役員の専従体制ができる。

また、この年には教研集会に学んで中央労農研究集会が開催された。ついで六七年には「農協労働組合運動の基本路線」といわれる、いわば綱領に準ずるような方針が確定する。⁽⁶⁾

ところで、この「基本路線」が確定した六七年の組織人員は四万六九二人、そして七五年には七万九三三〇人へと増大した。しかし一九八一年の八万四四六七人をピークに、その後は減少し八三年には八万一八一七人となっている(第II-2表)。この年の連合会をふくめた農協(専門農協をのぞく)の労働者の総数は三七万二二二七人であった。したがって、その組織率は二三%ということになる。しかも単協レベルでは、二割を割る状況である。

産業別組織としての全農協労連への参加率とは別に、労働組合への組織率でみても、単協においては四七・五%である。つまり、単協労働者の過半が依然として未組織の状態におかれている

第二一2表 段階別にみた労働組合の組織状況

年 次 別		労働組合組織率		うち全農協労連加盟	
1966年	単 協	44%		20%	
	県 連	93		86	
	全国連	100		100	
1975年	単 協	49		21	
	県 連	70		56	
	全国連	71		71	
1980年	単 協	47		18	
	県 連	68		57	
	全国連	67		67	
1983年	単 協	総 数	294,684人	実数	55,646人 (18.9%)
	県 連		70,669		22,444 (31.8%)
	全国連		6,874		3,727 (54.2%)
	計		372,227		81,817 (22.0%)

(出所)『農協年鑑』および全農協労連資料より。

第二一3表 農協組合長の労組活動についての考え方

職 員 規 模	農協の性格から 自薦活動をすべきだ	一般企業の労組 と活動はかわら ない	不 明
50~99人	256人 93.4%	14人 5.1%	4人 1.5%
100~149人	158人 94.6%	2人 1.2%	7人 4.2%
150人以上	225人 93.0%	13人 5.4%	4人 1.7%

(出所) 全国農協中央会・農協労働問題研究所『農協組合長の意識』27ページより。

わけである。いいかえれば単協においては、これほどまで農家の兼業化がすすみ、農村においても賃労働が一般化している今日においてさえ、近代的な労使関係が未確立の状況にあることを、それは示している。ちなみに、全国農協中央会と農協労働問題研究所が一九八四年におこなった「農協組合長の意識」調査によると、九三・四%の組合長が労働組合の活動について、「自肅」をもとめている（第II-3表）。

ともあれ、このよくななににある農協労働者が、どのような状態になつてゐるか、その主なものについてみるとしよう。

2 農協労働者の状態はどうなつてゐるか

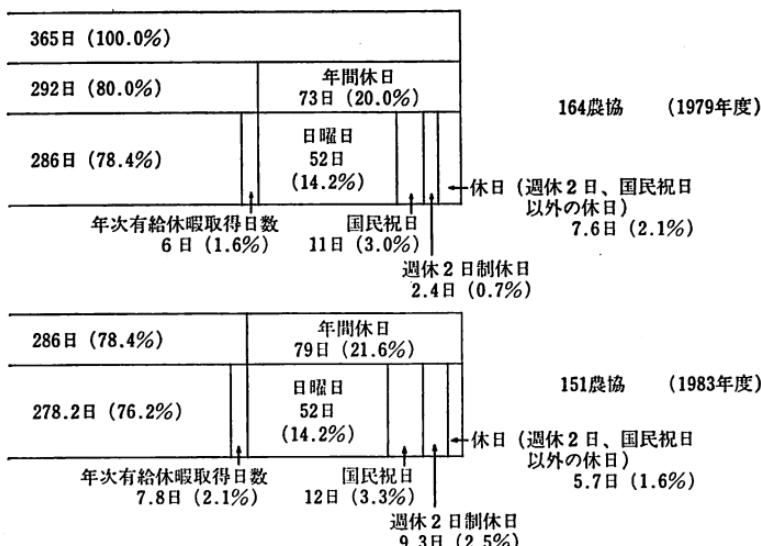
労働時間の実状

農協における労働者の労働時間を知る調査はあまり多くないが、全国農協中央会と農協労働問題研究所（以下、農協労研と略す）が一九八四年に実施した「労務管理総合調査」によると、△第II-2図▽に示すようになつてゐる。すなわち八三年度における年間実労働時間は二〇三一時間四七分であった。このうち所定内労働時間部分は一九三一時間二三分、したがつて所定外労働時間は一〇〇時間三五分となる。

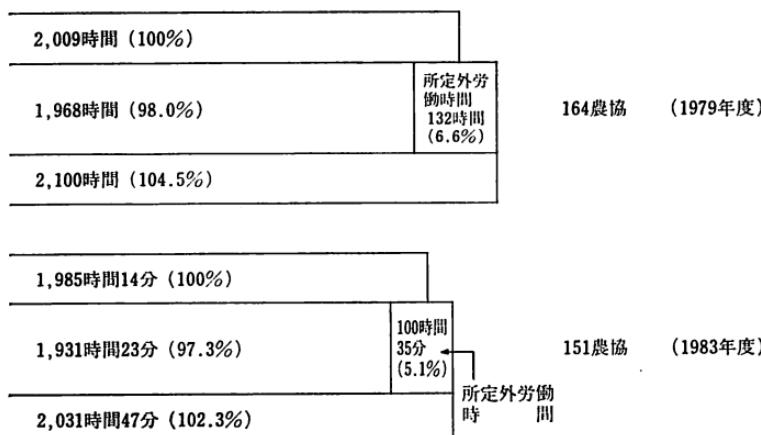
ところで、以上の数値は単協労働者全体の労働時間を平均化したものであるが、このところ農

労働日数と労働時間

(調査農協数) (実績年度)



(調査農協数) (実績年度)



(1985)。

107 第2章 農協で働くこと、生きること

第II-2図 単協における

(調査年月)

労 働 日 数	年間日数	
	所定労働日数	
	実労働日数	
1980年6月		
1984年6月		

労 働 時 間	年間所定労働時間	
	年間実労働時間の所定内労働時間部分	
	年間実労働時間	
1980年6月		
1984年6月		

(出所) 全国農協中央会・農協労働問題研究所「農業協同組合の労務管理総合調査結果報告」

協労働者の労働時間は、職種によってバラツキがつよまる傾向にある。とりわけ店舗やガソリン・スタンドと一般事務職との間には、相当大きな開きがでてきている。

たとえば北海道農協労連がおこなった一九八五年度の実労働時間調査の結果によると、事務部分では八一農協のうち四七農協において、年間実労働時間が二〇〇〇時間を下回っている。また二〇〇〇時間を上回っている場合でも、ほぼ農協労研調査の結果に似通った数値になっている。

だが、店舗においては年間実労働時間が二〇〇〇時間以内の農協は、六七農協中わずかに一四農協を数えるにすぎない。もっとも多いところでは二四八八時間（当別農協）もしくは二四六六時間三〇分（蘭越農協）となっている。また、二二〇〇時間をこえている農協が、前記の二農協を除いても二一農協と、約三分の一にもおよんでいる。

もつとも実労働時間の多い当別農協の場合、所定内労働時間部分がこのうちどれだけなのか定かでないが、かりに農協労研調査の結果にならって所定内労働時間部分を一九三一時間とすれば所定外労働時間は五五七時間となる。さらに所定内労働日数を二八六日と仮定すれば、毎日平均一・九五時間の残業となる。

さて、もう一つ最近の農協の労働時間の動向をみると、たんに実労働時間の多寡ということだけでは、その実態を計ることができないような状況が生起している。すなわち超過勤務手当支出を削減するために、時差出勤制や交替制を導入して、逆に実労働時間を減らす動きがでてきている。しかも、一日の労働時間そのものは七時間三〇分しながら、時差出勤制度の導入によって



所属長だけの意向で出勤時間が、極端にいえば毎日変更されるような事態さえでてきていた。かりにもこのようなことになれば、実労働時間は増えないものの、実質的には二四時間拘束されることになる。

また、このようなことが休日についてもおこなわれようとしている。つまり、週休一日は変更しないが、週のうち一つを休日にするかは、状況によってその都度変えるというものである。これでは三六五日拘束されることになる。

農協では、いま、このようなことが「就業時間の弾力化」と呼ばれ、部分的にはすでに実施に移されている。

賃金の実状

同じ農村の中でも、農協労働者の賃金は

自治体労働者にくらべて、かなり低い水準に釘付けされていた。そのため、たとえば同窓会などで久しぶりに友人に会い、職場のことが話題になつても、こと賃金に話がおよぶと農協労働者は固く口を閉じるという風景が、しばしば見られた。

事実、そのためにとりわけ六〇年代における農協労働者の賃金闘争は、「役場の労働者に追いつき、追いこせ」ということが、いわば合い言葉のようになつた。つまり、そのようにして地縁・血縁の柵をのりこえて、運動を前進させてきたわけである。その結果、しだいに自治体労働者の賃金水準に接近してきたが、それでも一九六九年の時点では、両者の間に平均賃金で一割余の開きがあった（第II-4表）。しかし、七五年においては、男子労働者の平均賃金は、役場の労働者をわずかながら上回るようになつた。もっとも自治体の場合は、男女の賃金格差が相対的に少なく、その結果、女子労働者については両者の間に依然一割余の格差があつた。

他方、農協におけるそのような男女の賃金格差も、少しずつ縮まりはじめた。六九年の時点では男子にくらべて四割近くも低い水準にあつたが、八四年においてはその差は二八%に縮小している。いや、依然三割近い格差があるとみるのが正しいのかもしれない。

ところで、民間企業においては農協以上に男女の賃金格差が大きいために、八四年においては単協の女子労働者の平均賃金は、民間の女子労働者の賃金を上回るという状況になつてゐる。もつとも賃金をみる場合は、年齢その他のことと整合させなくてはならないが、ともあれ全体状況でみれば、以上のように農協労働者の賃金水準は、相対的に上昇してきたといえよう。

III 第2章 農協で働くこと、生きること

第II-4表 農協労働者の賃金水準の推移（平均賃金）

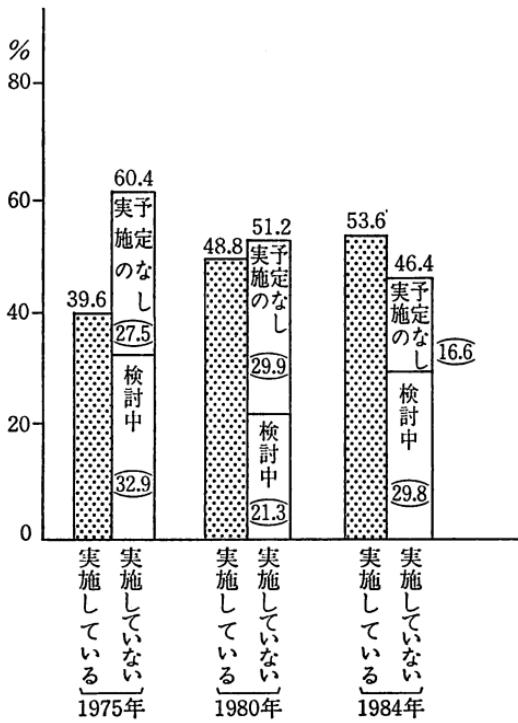
	区分	男子(a)	女子(b)	b/a	平均
一九六九年	農協(A)	40,301円	25,220円	62.6%	34,112円
	役場(B)	43,159	29,408	68.1	38,367
	A/B	93.4%	85.6%	—	88.9%
	民間(C)	58,000	29,000	50.0	48,900
	A/C	69.5	87.0	—	69.8
	連合会(D)	59,984	31,858	53.1	52,869
	A/D	67.2	79.2	—	64.5
一九七五年	農協(A)	123,964	85,002	68.6	108,862
	役場(B)	119,742	95,633	79.9	110,186
	A/B	103.5	88.9	—	98.8
	民間(C)	150,200	88,500	58.9	131,000
	A/C	82.5	96.0	—	83.1
	連合会(D)	157,004	91,636	58.4	140,515
	A/D	79.0	92.8	—	77.5
一九八四年	農協(A)	204,078	146,030	71.6	184,251
	民間(C)	213,500	127,900	59.9	184,200
	A/C	95.6	114.2	—	100.0
	連合会(D)	261,640	147,662	56.4	233,600
	A/D	78.0	98.9	—	78.9

(出所) 全国農協中央会「農協年鑑」より作成。

だが、農協労働者の賃金については、実はもう一つ注意しなくてはならないことがある。ほかもない。同じ農協組織でありながら単協労働者と連合会労働者との間に、きわめて大きな格差があることである。一九八四年の時点でも、両者の間には男女平均して二一・一%の開きがある。

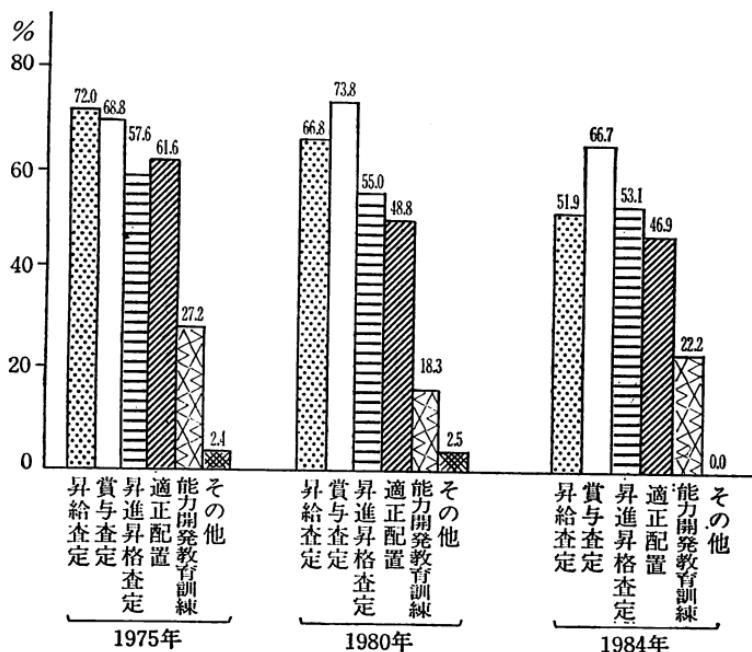
ところでこれまでのところ、単協労働者の賃金は男女格差を縮めるなど、正しい方向に向かって前進してきたように思える。ところが最近になつて再びそれを歪めようとする動きが激しくな

第II-3図 人事考課の実施状況



(出所) 全中・農協労研、前掲資料より。

第II-4図 人事考課の活用目的



(出所) 全中・農協労研、前掲資料より。

つてきている。職能給の導入である。前掲の全国農協中央会と農協労研による「労務管理総合調査結果」によると、人事考課を実施している農協が、一九七五年の三九・六%にたいして、八四年は五三・六%と急速に増大している（第II-3図）。もとよりそれは昇給、賞与、昇進の査定に活用するためである（第II-4図）。

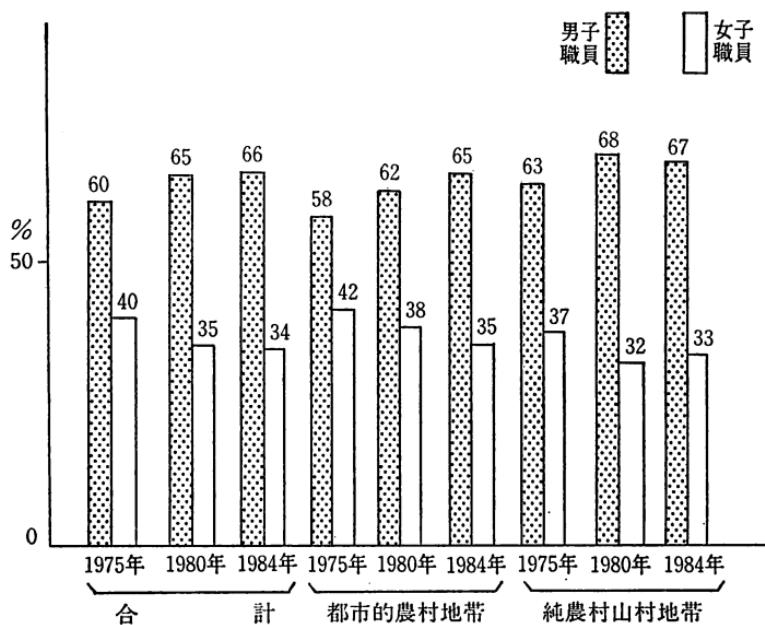
かくして“労働力の価格”であるべき賃金が、根底から崩される動きがつよまっている。

労働力構成の特徴

農協労働者の男女別構成は、この一〇年間の動向をみると、女子労働者の比率がわずかながら低下してきている（七五年四〇%にたいして、八四年では三四%、第II-5図）。ただし地帯によって違いがでており、金融部門の比重の高い都市的農村地帯では、相対的に女子労働者の比率が高い。

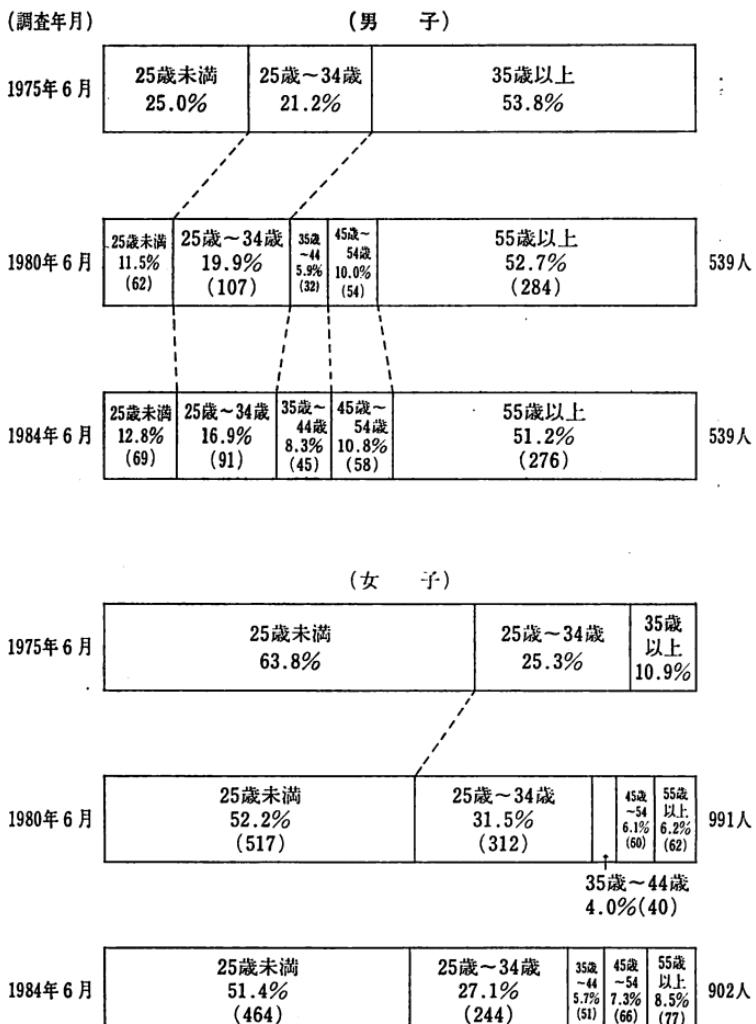
ところで、以上のような男女の構成比の変化もさることながら、農協の婦人労働者に関する目を引くのは、若年退職者の多いことである。一九八四年においてさえも二五歳未満の退職者が五一・四%と過半を占めている。二五～三四歳の退職者二七・一%を加えれば、實に七八・五%が三四歳以下で退職しているのである。しかもその理由は、“家事・結婚”が圧倒的に多く、六八・八%におよんでいる。そこには制度として“結婚退職”が厳存していることに加え、今日における農協の労働が、既婚の婦人労働者にとって耐え難いものになっているゆえである。

第II-5図 男女別職員数の比率の推移



(出所) 全中、農協労研、前掲資料より。

第II-6図 年齢別退職者数の比率推移



(資料) 全中・農協労研、前掲資料より。

第II-5表 パートタイム労働者等の雇用の有無(1983年) (単位: %)

区分	項目 全企業数 (全組 合 数)	パートタイ ム労働者等 を雇用した	左記の内雇用形態別内訳		パートタイ ム労働者等 を雇用しな い
			常用パート	臨時・日雇 ・パートを 雇用した	
都市的農村 地帯	100.0	76.6 (100.0)	(77.8)	(56.9)	22.3
純農村・山 村地帯	100.0	82.5 (100.0)	(68.1)	(78.7)	17.5
計	100.0	78.8 (100.0)	(73.9)	(65.5)	20.5

(出所) 全中、農協労研、前掲資料。

次に農協労働者の職種別動向についてみると、七八・八%の農協がパートタイム労働者を雇用しており、また、職員全体の一%が臨時ないしはパートになっている(第II-5表)。

ところで、このところ臨時の雇用の形態として、准職員、長期臨時、短期臨時、そしてパートなど複雑さと多様さを加速させている。たとえば准職員あるいは長期臨時と正職員とは、日常の仕事の内容、さらには責任においても変わらないことが多い。その結果、臨時職員の方が正職員よりも仕事に精通しているというような事態も生まれ、正職員が臨時職員から指示をうけるという場面もしばしばみられる。しかも、全体として労働者相互の競争が激しくなっているために、以上のような正職員と臨時職員との関係は、職場の中に深刻な事態をひきおこしている。

ところで、総合農協の諸事業が総合化されるためには、當農指導事業が諸事業の基軸に位置づけられなくてはならない。事実、組合員の當農とくらしを一義的に位置づけている

第II-6表 農協における職種別職員数の推移

年次別	参事	営農指導員	生活指導員	その他職員	計
1978年	3,268	17,813	2,402	256,929	280,412
1979年	3,336	18,190	2,466	258,833	282,825
1980年	3,308	18,661	2,571	261,837	286,377
1981年	3,288	18,957	2,639	261,655	286,539
1982年	3,245	19,045	2,700	261,606	286,596
1983年	3,207	19,157	2,778	269,542	294,684
1組合当り	0.8	4.4	0.6	62.6	68.4

(出所) 農水省「総合農協統計表」より。

第II-7表 学歴別採用状況 (%)

		中卒	高校卒	短大卒	大学卒
1964年	男	28.5	65.5	3.8	2.2
	女	28.1	71.5	0.5	0.1
70年	男	5.6	77.7	8.7	7.7
	女	5.8	88.7	4.9	0.4
75年	男	1.7	70.4	10.2	17.7
	女	2.3	88.4	8.3	1.0
80年	男	0.6	52.6	14.7	32.1
	女	0.9	83.2	13.7	2.2
83年	男	—	48.3	15.8	35.9
	女	—	82.9	15.2	2.0

(出所) 農水省「総合農協統計表」より。

農協では、営農指導事業がなによりも重視されている。

だが、今日の農協の一般的な状況は、信用・共済などの金融部門が優先され、営農指導の位置づけが低くなっている。それにともなって営農指導員の労働の中身も変わり、目下のところ営農指導員とはいっても、農産物の販売あるいは農業生産資材の購買の担当となっている。

なお、このところ農協労働者の職種のなかで、目立って増えているのが“涉外係”である。信用・共済にかかる外務活動である。ときにそれは中高年の婦人労働者にたいし、退職を強いるためにつかわれているが、一般に“涉外係”は所定の机もあたえられず、常勤役員に直属し、朝一定の時間を割いて打ち合せを終えると、終日屋外で労働することがもとめられる。

最後に、学歴別の採用状況をみると、一九六四年の時点では女子は中卒と高卒が九九・六%を占め、男子も九四%が中・高卒で占めていた。しかし、七〇年になると男女とも中卒の比率はいちじるしく低下し、高卒者が中心になるとともに、男子では大学卒が七・七%を占めるようになる。さらに八〇年においては、男子は大卒者が三割をこえ、女子においては一三・七%が短大卒業者となっている（第II-7表）。

全体として女性の地位の低さはまぬがれないが、しかし、以上のように農協労働者の学歴水準は急速に高まっている。それは労働能力をはじめ高い人間的諸能力を備えた農協労働者が増大していることを表現するものもある。

IV 農協における労働の性格と民主主義

すでに多少ふれたように、わが国の農協の成立過程において、その組織化については自主的な側面と官治的な側面との両面がある。しかし、その基礎過程はいうまでもなく協同組合が成立しうるまでに、農業生産力が発達していることである。奥谷松治氏はそのことにかかわって、近代的協同組合の先駆を群馬県の生糸販売組合、すなわち「南三社」にもとめ、その基礎過程に座縄製絲から機械製絲に、生産力が発達したことを強調している。⁽⁷⁾

すなわち農業生産力の発展にともなって、それまで個人で営まれていた販賣ないしは購買を、共同しておこなうようになったのである。したがって、その共同の業務が増大すれば、業務を遂行するために労働力を雇い入れることとなる。かくして共同業務の直接のない手としての労働者と、その共同業務を運営・管理する経営担当層とが形成される。もとより経営担当層は、共同業務の構成員である農民によって、自主的に選出される。

それゆえに農業協同組合は、組合員である農民と、共同業務の運営と経営を担当する理事と、その共同業務の遂行にならう労働者との、三者によって構成されることになる。そして、この三者の関係は、相互に人間としての全面発達を保障しあうものでなくてはならない。つまり、

そのことを核心として協同組合はなりたつわけである。また、農協における労働の性格は以上のことに規定される。

くわえて、農業は基本的に国民の食糧を生産し、供給することを生業とするものである。したがって、本来的に農業協同組合は、平和と民主主義を軸心にすえた組織である。しかし、前述のように、その組織化の過程において、農民の内発的な側面と、官治的な側面との両面をもち、しかも、後者がしだいに肥大化することとなつた。その内実は組合員農家の要求とは相容れない国の農業政策の容認である。だが、そのことは必然的に農民の“農協ばなれ”という農協経営の地盤沈下をひきおこすことになつたが、それを克服する道筋として農協は組合員農家の営農とくらしを守り、発展することよりも、農協の経営を維持することを優先する方を選んだ。いわゆる「経営主義」である。

この傾向は臨調行革下において、一段と加速化した。一九八一年にひらかれた第一六回全国農協大会において決議された「系統農協経営刷新強化方策」、あるいは八五年に開かれた第一七回大会での「総合力發揮をはかる経営刷新方策」などの方針は、そのことを象徴的に表現している。それは一口でいえば、農業協同組合でありながら農業を軽視ないしは無視して、金融部門および生活資材部門を重視し、協同組合でありながら、協同の論理におきかえて企業・競争の論理を、運営と経営の基軸にすえるというものである。

かくして、いま、農協という職場からは民主主義的な枠組みが後景に押しやられ、危険な状況

がひろがっている。

農業協同組合が農業と協同に背を向けるということになれば、農協で働く労働者の労働は、農協を構成する農民の意にそむくものとなる。かくして、いま、農協労働者の労働苦は、農協を辞める方向で整理せざるをえないほど、極限的な状況にたちいたっている。

V 農協の協同組合への再生・創造への芽

—むすびにかえて

ところで、いま、農協の内と外でおこっていることは、けつして以上のような官治的な側面からひきおこされる非協同組合的な状況だけではない。そこには新たに農業協同組合を創造する芽が育ちはじめている。

農協を、まさに協同組合として、再生・創造する芽は、およそ三つの主体を中心に展開しはじめている。

その一つの主体は農民である。

このところ、一方において農業と農民経営の解体化が進行しているが、他方、新たな農民群像が形成され、それら新たな農民群像によって、内発的な農業生産、農産物の販売、加工にかかわる共同の営みが、多様な形態をとりながら進展している。それは農村婦人を中心とした地域市場

を対象にした農産物の自主的な販売活動や加工をはじめ、生協との提携による農産物の共同販売など、いかにも多様である。しかも生協との連携による農産物の、いわゆる産地直結活動は、既存の農産物流通や総合農協の販売事業に、修正のインパクトをあたえはじめている。たとえば和歌山県では一九七六年、わずか一六名の農協青年部有志ではじめられた産地直結活動が、八三年には「紀ノ川農協」という専門農協に発展し、一〇年を経過した今は、その取扱高は二〇億円をこえるにいたっている。そして、このような内発的な共同の営みの発達は、周辺の既存農協にたいして、たんなる脅威的な存在としてだけではなく、本来的な農協に立ちかえらないかぎり、経営的見通しのないことを具体的に示しはじめている。

農協を協同組合として再生、創造しはじめている第二の主体は農協労働者である。

農協労働者の労働が農民の意にそむくことによる苦痛の増大は、農協労働者の要求を賃金や労働条件から仕事＝労働にまでひろげ、全面化させることとなつた。かくして農協労働者の運動は「地域の農業を協同の力で再生させ、その砦になるような農協をつくっていくことがになれるような労働組合をつくりあげること」を、中心にすえはじめてきた。もとよりまだ、このような運動はスタート地点から一步を踏みだした段階であるが、しかし、その影響するところははなはだ大きい。なによりも見通しを見失った労働者が、こうした運動領域の拡大によって、見通しをもちはじめてきた。⁽⁸⁾

さて、第三の主体は農協経営の担当層である。

従前からも、いわゆる「民主的な農協」と呼ばれる農協は存在していた。だが、その数はきわめてかぎられていた。ところが、このところ新たな農民群像による内発的な共同の営みに支えられ、他方、農協中央首脳の提起する方向では、見通しをもつことがあります困難になる状況のひろがりが加重して、本来的な農業協同組合にたち帰ろうとする農協が出現している。これらの農協の経営担当層の特徴は、思想的にはかならずしも革新とはいえないが、地域の農業と協同を意義的に重視していることである。

かくして生協と手を結ぶ農協が増大しはじめている。

以上のように農協を構成する農民、農協労働者、そして経営担当層の三者が、それぞれに主体になりながら、農協を協同組合として再生、創造する運動が始動してきた。

しかも、このような農協再生の運動は、農産物を生産する農家の側だけではなく、食糧を消費する消費者と結び、連帶しつつ進展していることに、画期的な特徴があるといえよう。

(1) 永田恵十郎・今村奈良臣編集、武内哲夫・太田原高昭執筆『明日の農協』(農山漁村文化協会「食糧・農業問題全集」第七巻、一九八六年)所収の「日本的農協の出生と軌跡」は、いわゆる通史としてではなく、農協の歴史を総括している。とくに戦時の農業会と戦後の農協とのつながりについての次の指摘は注目されよう。

「農会は農業技術者を擁して生産指導を中心業務とする団体であったから、農会との統合は産業組合に欠けていた営農指導の機能を加える結果となり、組織における網羅主義と機能における総合主義は、この農業会にいたって完成さ

れたとみることもできよう。しかし、それが同時に官僚統制の最悪の発現でもあったところに、戦後の農協がその出发点において負わねばならなかつた荷の重さがあつたのである」。

- (2) 新井義雄「農協・今日と明日」(一九七八年、新日本出版社)七八〇七九ページ。
- (3) 新井義雄、「前掲書」八一～八二ページ。
- (4) 産業組合調査資料復刊委員会編集による『産業組合調査資料』第七巻所収(一九八四年、御茶の水書房)「酪農販売組合経営事例」より。
- (5) 全農協労連二〇年史編纂委員会編『農協労働運動のあゆみ』(一九七八年、労働旬報社)九ページ。なお「産業組合青年連盟」とは、農村青年と産業組合職員による組織で、一九三三年、その全国連合が発足した。組織人員は三六万七〇〇〇余名であった。
- (6) 「基本路線」とは、「労働者の立場を堅持し、労働者の要求を基礎に、職場からのたたかいを出発点として、産別統一闘争を軸に地域的・全国的に闘争を発展させる。そのため他産業労働者との共闘を強化させる。農協労働者は農民の諸要求を支持し、労農共闘を強化する。また、地域の働く住民と協力共同を強め、全民主勢力の統一と団結に協力する」という内容のものである。
- (7) 奥谷松治「日本協同組合史」(一九三八年、産業組合叢書全一〇巻の一つとして三笠書房より発行)において、群馬県において発達をみた「南三社」の成立の基礎について次のように指摘されている。

「以上の協同販売組織の成立過程を見るに、機械製絲である水沼製絲所と米国の機械家の間に直接取引が行われたのがその端初であり、次に座縫絲の規模を統一して、個々の室内工業生産に拠る商品の数量を縮め、前記の取引に準じて輸出を行ふに至つたのがこの組織の基礎である。これに依つてこの組織の成立を見るに、機械製絲の勃興以前にはかかる組織の成立が困難である理由が理解され、又この組織の基礎は、機械製絲の持つ長所の部分的採用、即ち、特殊の装置を有する揚返枠に拠るところの製品の規格統一にあり、かかる生産の技術的発達の基礎の上に立つことに拠つて從來の産業組織を排除する可能性が与へられたのである」(三〇ページ)。

- (8) 全農協労連の運動の展開状況および今日における農協労働者の状態については、平田啓「協同組合労働者としての

連帯をめざして」（生協労連・生協研運営委員会編『地域社会と生協運動』一九八六年、大月書店所収）および鈴木文嘉『労働者の状態と労働組合運動』（鈴木・宮本・佐藤著『労働組合の再生』一九八四年、労農問題研究所所収）を参照されたい。

（鈴木文嘉）